

付属資料

- 資料 1 諮問書
- 資料 2 答申書
- 資料 3 枚方市総合計画審議会委員名簿
- 資料 4 枚方市総合計画審議会条例及び関係規則、規程
- 資料 5 第 4 次枚方市総合計画第 2 期基本計画策定の経過
- 資料 6 総合計画に係る分野別行政計画一覧
- 資料 7 長期財政の見通し～より安定した財政運営を進めるために～
- 資料 8 きらりひらかた市民会議
- 資料 9 用語説明

資料1 諮問書

企 画 第 19 号
平成 20 年 5 月 28 日

枚方市総合計画審議会
会 長 新川 達郎 様

枚方市長 竹内 脩

第4次枚方市総合計画の改定について（諮問）

標記の件につきまして、枚方市総合計画審議会条例（昭和 58 年枚方市条例第 20 号）第 2 条及び枚方市総合計画の策定に関する規則（昭和 59 年枚方市規則第 32 号）第 3 条の規定に基づき、第 4 次枚方市総合計画の改定について貴審議会に諮問します。

資料2 答申書

平成 21 年 4 月 13 日

枚方市長 竹内 脩 様

枚方市総合計画審議会
会 長 新川 達郎

第 4 次枚方市総合計画の改定について（答申）

平成 20 年 5 月 28 日付け、企画第 19 号で諮問のありました第 4 次枚方市総合計画の改定について、「きらりひらかた市民会議」による施策提案や市民のご意見などもお聞きしながら、審議した結果、別添のとおり答申します。

(別紙)

第4次枚方市総合計画第2期基本計画の答申にあたって（意見）

枚方市総合計画審議会
会 長 新川 達郎

第4次枚方市総合計画第2期基本計画の審議の中で、次のような意見がありましたので、同計画の策定及びその施策の推進に際しては、参考としていただくようお願いいたします。

<第2期基本計画に対する意見>

1. 部門別計画について

(1) 「人と自然が共生する環境保全のまち」について

- 枚方市は、夏季には、非常に気温が上昇することから、ヒートアイランド対策として、蓄熱の放熱を減らす視点から、緑のじゅうたんを推進するなど、緑を増やす取り組みが必要である。
- 地球温暖化防止に向けた取り組みについて、電気の使用について無駄をなくすなどの啓発を進める必要がある。
- クリーンエネルギーの利用促進に向けて、太陽光や風力発電などの自然エネルギーの普及促進を進めるとともに、有効活用に関する施策を検討されたい。
- ごみの削減に向けて、レジ袋の有料化など、ごみの発生抑制に力を入れる必要がある。
- ごみのリサイクルについて、分別手法が正しく市民に伝わっていない部分があり、きめ細やかな啓発活動が必要である。
- 生活排水対策として、下水道への接続の促進が重要である。
- 自然環境の保全については、既存の里山や緑地の保全だけでなく新たに緑を増やす取り組みが必要である。
- 菱（池や沼に自生している水生植物で、桑に似た実をつける。）が今ではあまり見られないなど、自然が減ってきている中で、生態系を守る取り組みが必要である。

(2) 「やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち」について

- 市民における住まいの適切な管理を支援するに際して、市による支援は限定的な

ものとなる。

- 高齢化に伴う地域生活環境の基盤整備として、道路や施設のバリアフリー化の促進、コミュニティーバスの整備を図る必要がある。
- たばこのポイ捨てや犬のふんの防止に向けた啓発の強化が必要がある。
- 地域と行政の協働により、児童・生徒の登下校など、地域の安心・安全を確保し、住みよいまちづくりを進める必要がある。
- 集中豪雨などに対応するため、地域防災組織への支援を充実するなど、防災対策を強化する必要がある。
- 大規模災害に対応するため、消防力を強化する必要がある。
- 減災に向けた取り組みについては、日頃からの物の備えとともに人と人とのネットワークの構築が重要である。
- 安心、安全なまちづくりに向け、様々な犯罪防止に向けた対策や犯罪被害者への支援とともに、犯罪加害者の更正後の就職等の支援が必要である。
- 地産地消、農業の多面的利用、食育、子どもたちへの農業の教育などを行っている農協と連携し、農業関連のソフト面での施策を進めることが必要である。
- 農を守るため、担い手の育成・確保や農業法人の支援、耕作放棄地対策とともに、より積極的に食料自給率の向上と雇用の創出に取り組む必要がある。
- 地産地消の問題点として、普及には消費と生産をうまく結び付けるような仕組みが必要である。
- 地産地消や後継者確保など農業を推進するためには、まず、農地の確保が重要であり、行政による支援が必要である。
- 市内では、自転車が快適に走行できる道路は少ないことから、自転車道の整備が必要であり、また、あわせて自転車の走行ルールの啓発が必要である。
- LRTの必要性は十分認識するが、当面財政的なことを考慮すると市単独事業としては困難であり、交通事業者と協力しながら、市民参加で必要な地域にコミュニティーバスを運行させる必要がある。

(3) 「魅力にあふれ、生き生きとしたまち」について

- 中心市街地の活性化に向けて、中心市街地活性化法を参考に取り組みを進める必要がある。
- 昔、「三矢の夜市」という「市」が三矢地区であった。地域活性化のために、「市」を開いて人を呼んで活気をつけることも必要である。
- 枚方市は、朝鮮半島との関わりが深いといった特性を生かし、外国人留学生との連携などにより、枚方の魅力を国際的に情報発信すべきである。
- 文化遺産を保存・活用して、まちの魅力を高めることが重要である。また、文化

遺産を観光資源として活用して、財源確保につなげることも重要である。

- 「花と音楽のまちづくり」の実現に向けて、音楽団体への活動の支援が必要である。
- 枚方市では、産業が衰退してきており、大きな工場等の誘致を図っていくなど、地域の産業を育成することが重要である。
- 工業分野だけでなく、商業や農業分野についても地域産業の活性化に向けた取り組みが必要である。
- ものづくりの産業を育成する必要がある。
- 商工会議所が立ち上げる地域ポータルサイトと連携するなど、地域産業の情報発信に取り組む必要がある。
- 商業に関して、大型店と連携して、商店街と共存して、活性化につながる取り組みが必要である。
- 高齢者の利便性につながる地域に根ざした商業活動の育成に関する取り組みが必要である。
- 中小企業の支援や工業製品の地産地消に関する施策が必要である。
- コミュニティビジネスやソーシャルビジネス等に重点を置いた新しい形の産業をめざすことが必要である。
- 新規産業を創設し、雇用の促進を図ることが必要である。
- 国や府、商工会議所などと連携し、高校卒業者や大学卒業者が、きちんとした仕事を持って、家庭を持てるような状況をつくる必要がある。

(4)「健康で心豊かな自立と共生のまち」について

- 平和な社会の実現に向けては、戦争の悲惨さを伝える以外にも、なぜ戦争となったのかなど、自国の歴史を多面的に認識することも必要である。
- 市内の大学と連携しながら、多文化共生等を掲げて、国際都市をめざすことが重要である。
- 様々な国から枚方市に住む外国人が増えており、枚方市に住むにあたっての暮らしのガイド的な小冊子を作成する必要がある。
- 差別や暴力をなくし、人権を尊重するためには、教育の果たす役割は大きく、有効な取り組みが全ての学校で共有できるように、また、温度差が生じないようにする必要がある。
- 子どもの人権を大切にすることを明確に示す必要がある。
- 子どもや女性に対する暴力への対策については、加害者も被害者もつくりたくないという形をつくることが大切である。
- 子どもや女性に対する暴力を防止するため、相談窓口・体制の整備・充実に加え、

被害者支援をさらに充実させるためにシェルター等の設置を行う必要がある。また、加害者にも背景があり、加害者に対する更正プログラム、虐待親への支援プログラム等の実施にも取り組む必要がある。

- 女性から男性に対する暴力、高齢者に対する暴力など、様々な角度での暴力への対策を行う必要がある。
- 健康づくりのため、肥満だけではなく、高血圧やその他のリスクも含めて、総合的な予防対策が必要である。
- 内臓脂肪症候群や循環器疾患、がんなど、生活習慣病への取り組みを促進する必要がある。
- 食育の推進のため、教育委員会、関係団体等と協力・連携して取り組むことが必要である。
- 市民の主体的な健康づくり活動を推進するための人材の育成や関係団体とのネットワークの構築などを促進する必要がある。
- 喫煙対策を行う必要がある。
- 医療体制を強化するため、回復期のリハビリテーションが重要である。
- 医療については、市民病院の整備計画にあわせ、大学病院、その他病院、診療所とのネットワークを構築する必要がある。特に、小児科、産科、救急医療については、市内で完結できない場合は北河内圏域で対応する方向で検討する必要がある。
- 小児医療・周産期医療・救急医療等に関する課題については、市だけで解決できることと、広域的な医療圏として解決するものがあるが、重要な課題である。
- 現在、市民病院では、24時間365日の小児救急を行っており、継続して、この取り組みを行う必要がある。
- 市民病院の現状を考えると他市からの利用者と市民による利用との税負担の均衡についても検討する必要がある。
- 要介護高齢者の自立支援に向けた取り組みが必要である。
- 障害者就労支援は社会参加だけという印象があり、「雇用の確保」の視点で検討する必要がある。

(5) 「ふれあい、学びあい、感動できるまち」について

- まちづくりを子どもの目線でわかりやすく考えていくこと、そして、子ども自身が成長することを支援することが重要である。また、行政が中心となり、大学等と連携していくことが重要である。
- 自他を生かす力をもつ子どもたちを育むため、子どもの人権条例の制定と子どもオンブズパーソン制度の構築が必要である。

- 倫理性や礼儀作法などの幼児教育が重要である。
- 基礎学力の向上とともに、生活リズムの向上など、豊かな人間性を育てるということも教育の大きな役割である。
- いじめや不登校の対策として、インターネットや携帯電話を利用したいじめの予防策とともに、いじめてしまった子どもたちへの教育が必要である。
- コミュニティスクールを実施する必要がある。
- 小学校の教育環境の整備に関しては、障害の有無に関係なく、一人ひとりの子どもたちが大切にされる環境を整備する必要がある。
- 軽度発達障害の児童・生徒など、助けが必要な子どもがいる教室に、退職した先生や地域のサポーターの常駐などの対策が必要である。
- 障害の有無に関係なく、子育て・子育て支援ができる地域社会を構築することが重要であり、障害のある子どもが地域から離れて遠くの学校に行かなくてもいいように、義務教育の間は、特に地域の小中学校における支援教育や教育環境の充実が必要である。
- 商店街の空き店舗を事務所として活用し、子育て支援や高齢者対策の拠点にできないか検討する必要がある。
- 多世代が子育てに関わる機会を創出することが重要である。
- 現在、中学校を卒業して以降の子どもたちをとりまく環境は、厳しいものがあるため、その対策として、インターネットの活用などへの働きかけなど、中学校を卒業して以降の子どもたちの居場所づくりにつながるような取り組みが必要である。
- 子どもに関する取り組みを総合的に担当する部署の設置などの仕組みづくりが必要である。
- 市民のスポーツ活動を充実するため、既存施設の有効活用や野球場の整備などが必要である。
- 歴史文化遺産の保存・活用のため、継続的な調査を行い、資源の活用や情報発信を行う必要がある。
- 歴史文化遺産を保存・活用するための市民の自主的な活動を支援する体制づくりが必要である。
- 歴史文化遺産やその資料の情報を広く発信するため、それらを展示する常設の展示コーナーの設置やホームページを充実する必要がある。
- 文化財の活用や地域の資源の活用のためには、市の文化財を十分に把握しておくことが重要である。

(6) 「みんなでつくる分権・市民参加のまち」について

- 市民参加のまちづくりを進めるため、住民自治基本条例や市民参加と市民協働に関する基本条例のような基本的なルールが必要である。また、具体的な取り組みとして、計画づくりや評価とともに、活動への参加が重要である。
- 地域による自主的な活動を活性化するためには、自治会活動の活性化やボランティアの支援が必要である。
- より効率的・効果的な行政経営を推進するために、指定管理者制度や市場化テストの活用など民間活力の導入が必要である。
- SWOT分析やバランス・スコアカードの手法を利用して、行政改革を進める必要がある。
- 既存のホストコンピュータの見直しを行う際には、まず、BPRを行う必要がある。
- 行政サービスの向上のため、行政手続きを申請型から告知型に変更したり、自治体コールセンターの設置を検討する必要がある。
- 審議会等への市民公募委員の増加に向けた取り組みが必要である。
- 男女共同参画社会をめざして、男性と女性の両方がしっかりと子育てを行ったり、社会や家庭で共に責任を担えるよう、取り組みを進める必要がある。
- 男女共同参画を進めるためには、男性は女性の特性を理解し、また、女性は男性の特性を理解するという相互理解が基本であり、男性には男性の特徴、個性があり、女性には女性の特徴、個性があり、この特徴、個性を、互いに、そして社会が認め、尊重し合うということが重要である。

2. 施策評価の考え方について

- 基本計画の評価では、市民の満足度や指標の数値化が必要である。
- 基本計画の進行管理は、市民参画により行う必要がある。
- 市民意識調査では、満足度と重要度をどちらも聞き、総合的に評価する必要がある。

資料3 枚方市総合計画審議会委員名簿(平成21年3月末現在)

(委員氏名は区分別・五十音順)

氏名	所属	区分
池上 典子	改革市民会議	市議会議員
小野 裕行	公明党議員団	
千葉 清司	自由民主党清和会	
西田 政充	民主市民議員団	
野口 光男	日本共産党議員団	
野村 生代	民主連合議員団	
前田 富枝	自由民主党議員団	
(副会長) 稲澤 克祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授	学識経験者
馬野 範雄	大阪教育大学教職教育研究開発センター 准教授	
加藤 司	大阪市立大学大学院経営学研究科 教授	
木多 彩子	摂南大学工学部 准教授	
佐古 和枝	関西外国語大学 国際言語学部 教授	
寺見 陽子	中部学院大学子ども学部長子ども家庭支援センター所長 人間福祉学部人間福祉研究科 教授	
(会長) 新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科長	
橋本有理子	関西福祉科学大学社会福祉学部 専任講師	
花田真理子	大阪産業大学人間環境学研究科 教授	
南波 正宗	(財)大阪府保健医療財団 理事長	
市村 利彰	北河内農業協同組合 常務理事	各種団体
岩城 勝	北大阪商工会議所 専務理事	
奥野 正	枚方市コミュニティ連絡協議会 会長	
水嶋 忠雄	枚方市PTA協議会 会長	
三枝 寿夫	市民公募	市民公募
堀野 亘求	市民公募	
酒井 隆行	大阪府政策企画部企画室 課長	大阪府

資料4 枚方市総合計画審議会条例及び関係規則、規程（平成21年3月現在）

○枚方市総合計画審議会条例

昭和58年10月6日

条例第20号

枚方市総合建設計画審議会設置条例(昭和42年枚方市条例第29号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、枚方市総合計画の策定に関する重要事項について審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の議長となる。

(部会)

第7条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 第5条及び第6条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○枚方市総合計画の策定に関する規則

昭和59年7月16日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の基本的施策を総合的かつ体系的に示す総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成する市政の基本的な計画をいう。
- (2) 基本構想 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に定める基本構想で本市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を体系的に示すおおむね10年間の計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示した目標を達成するために必要な事業を具体的に示したおおむね3年間の計画をいう。

(策定)

第3条 基本構想及び基本計画は、別に定める策定組織で試案を策定した後、枚方市総合計画審議会に諮問し、その答申を経て市長が決定する。

2 実施計画は、基本計画に従い市長が決定する。

3 総合計画は、社会情勢の変化等により見直しすることがある。

(事務の担当)

第4条 総合計画の策定に関する事務は、企画財政部で行う。

(策定助言者等)

第5条 総合計画の策定に当たり、市長が必要と認めたときは、策定助言者等を置くことがある。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

○枚方市庁内委員会規程

平成 20 年 4 月 15 日

訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、本市における行政運営の効率的・効果的な執行に資するために、市長の補助機関たる職員（市長の事務を補助執行する職員等を含む。）で構成する合議制の組織（以下「庁内委員会」という。）の種類及び役割、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(庁内委員会の種類等)

第 2 条 庁内委員会の種類及び役割は、次の表のとおりとする。

種 類	役 割
検討委員会	行政課題等に関する調査、検討及び審議
推進委員会	行政施策等の推進に関する協議及び調整
審査委員会	個別事案等の審査

(庁内委員会の構成等)

第 3 条 庁内委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 庁内委員会を構成する者（以下「構成員」という。）のうち、委員長及び副委員長については市長が定め、委員については委員長が指名する。

(本市が設置する庁内委員会)

第 4 条 本市が設置する庁内委員会の名称、目的、担当事務、所管部署等は、別表に定めるとおりとする。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、庁内委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(招集手続)

第 6 条 庁内委員会の会議は、委員長が招集する。

(議長)

第 7 条 委員長は、庁内委員会の会議の議長となる。

(定足数等)

第 8 条 庁内委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員は、やむを得ず庁内委員会の会議に出席できないときは、代替りの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

(議事に係る決定方法)

第 9 条 庁内委員会の議事は、出席した者（委員長（第 5 条第 2 項の規定により委員長の職務を代行する場合における副委員長を含む。）である者を除く。）の過半数で決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第 11 条の規定により持ち回り会議を開催する場合においては、総構成員の 3 分の 2 以上で決する。

(市長への報告)

第 10 条 庁内委員会は、その担当事務について議事を取りまとめたときは、遅滞なく、その内容を市長に報告する。

(持ち回り会議)

第 11 条 委員長は、緊急の必要があり、庁内委員会の会議を招集する暇がないと認めるときは、議事の内容を記載した書面を回付する方法により、その会議を開催することができる。

(幹事会等の設置)

第 12 条 委員長は、庁内委員会の会議を円滑に行うために必要があると認めるときは、幹事会、部会その他の下部組織（以下「幹事会等」という。）を設けることができる。

2 幹事会等の担当事務、構成及び運営方法は、委員長が定める。

(資料要求等)

第 13 条 庁内委員会及び幹事会等は、その担当事務を処理するために必要があるときは、関係者、学識経験者等に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録)

第 14 条 委員長は、庁内委員会の議事について、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した者の職名及び氏名
- (3) 会議の概要又は要旨

(補則)

第 15 条 この訓令に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第 4 条関係）抜粋

その 1 検討委員会

名 称	目 的	担 任 事 務	委 員 長	副 委 員 長	所 管 部 署
総 合 計 画 策 定 委 員 会	本市における総合計画の策定を円滑に進めるため。	(1) 基本構想及び基本計画の試案の策定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。	企 画 財 政 部 担 当 副 市 長	委 員 長 で な い 副 市 長	企 画 財 政 部 都 市 経 営 改 革 室 企 画 政 策 課

資料5 第4次枚方市総合計画第2期基本計画策定の経過

年 月		経 過	
		庁内策定手続き	審議会・市民参加手続き
平成18年	5月	●第1回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	7月	●第2回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	8月		●市民意識調査 ・市内に在住する満20歳以上の5,000人を対象に実施(回答:2,865人、回答率57.3%)
	9月		●学生アンケート ・市内の21の中学校及び9つの高等学校、6つの大学の生徒・学生3,514人を対象に実施(回答:2,985人、回答率:84.9%)
	11月		●事業者・NPOアンケート ・市内で事業・活動を行っている事業者(200社)、NPO法人(86法人)を対象に実施(回答125件、回答率:43.7%) ●まちづくり講演会 ・テーマ「市民との協働によるまちづくり」
	12月	●第3回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
平成19年	2月	●第4回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	3月		●第1回きらりひらかた市民会議
	5月	●第5回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	12月	●第6回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
平成20年	1月		●第2回きらりひらかた市民会議
	3月	枚方市人口推計調査報告書の作成	
	5月	●第7回枚方市総合計画基本計画策定委員会	●第1回枚方市総合計画審議会 ・第4次枚方市総合計画の改定について諮問
	6月		●第2回枚方市総合計画審議会 ・きらりひらかた市民会議による施策提案発表会 ●きらりひらかた市民会議の施策提案について、市民からの意見を募集
	7月		●第3回枚方市総合計画審議会 ●第4回枚方市総合計画審議会
	8月	●第8回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	9月		●第5回枚方市総合計画審議会 ●第3回きらりひらかた市民会議
	10月	●第9回枚方市総合計画基本計画策定委員会 ●第10回枚方市総合計画基本計画策定委員会	●第6回枚方市総合計画審議会
	11月	●第11回枚方市総合計画基本計画策定委員会	●第7回枚方市総合計画審議会
	12月		●第8回枚方市総合計画審議会 ●第4次枚方市総合計画第2期基本計画(試案)について、パブリックコメントを実施
	平成21年	1月	●第12回枚方市総合計画基本計画策定委員会
3月			●第4次枚方市総合計画第2期基本計画(試案)についてのパブリックコメントの結果を公表(41件) ●第10回枚方市総合計画審議会
4月		●第13回枚方市総合計画基本計画策定委員会	●総合計画審議会から答申

資料6 総合計画に係る分野別行政計画一覧

※一覧の網掛け部分  は、再掲された計画等を示しています。

第1章 人と自然が共生する環境保全のまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市環境基本計画	平成13年2月	平成13年度～平成22年度
枚方市地球温暖化対策地域推進計画	平成19年6月	平成19年度～平成24年度
枚方市役所CO ₂ 削減プラン ～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～	平成19年6月	平成19年度～平成24年度
枚方市地域新エネルギービジョン	平成16年3月	
枚方市暑気対策指針	平成16年7月	
新・循環型社会構築のための枚方市一般 廃棄物減量及び適正処理基本計画	平成15年3月	平成15年度～平成25年度
北河内4市地域循環型社会形成推進地 域計画	平成18年3月	平成17年度～平成21年度
グリーンコンシューマー*行動推進指針	平成17年10月	
枚方市環境教育・環境学習推進指針	平成18年9月	
枚方市下水道整備計画	平成20年2月	平成19年度～平成28年度
枚方市生活排水処理基本計画 (一般廃棄物処理基本計画)	平成16年9月	平成16年度～平成24年度
枚方市水道ビジョン	平成19年8月	平成19年度～平成27年度
枚方市里山保全構想	平成16年11月	
枚方市里山保全基本計画	平成18年5月	平成18年度～平成27年度
氷室地域まちづくり構想	平成18年5月	
枚方市都市計画マスタープラン	平成12年2月	
枚方市都市景観基本計画	平成6年3月	
緑の基本計画	平成11年3月	平成11年度～平成37年度

第2章 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画	平成20年5月	平成20年度～平成27年度
枚方市交通バリアフリー基本構想	平成17年3月	平成16年度～平成22年度
第2次枚方市まち美化計画	平成19年3月	平成19年度～平成22年度
枚方市地域防災計画	平成21年3月	
枚方市国民保護計画	平成20年1月	
枚方市京阪沿線（枚方市駅以南）まちづくり構想	平成20年3月	
枚方市総合都市交通体系	平成9年8月	
枚方市環境基本計画（再掲）	平成13年2月	平成13年度～平成22年度
枚方市地球温暖化対策地域推進計画（再掲）	平成19年6月	平成19年度～平成24年度
氷室地域まちづくり構想（再掲）	平成18年5月	
枚方市都市計画マスタープラン（再掲）	平成12年2月	
枚方市都市景観基本計画（再掲）	平成6年3月	
枚方市下水道整備計画（再掲）	平成20年2月	平成19年度～平成28年度
枚方市水道ビジョン（再掲）	平成19年8月	平成19年度～平成27年度

第3章 魅力にあふれ、生き生きとしたまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市駅周辺整備基本構想	平成16年11月	
花と音楽のまちづくり推進指針	平成20年10月	
枚方市都市計画マスタープラン(再掲)	平成12年2月	
枚方市都市景観基本計画(再掲)	平成6年3月	
枚方市京阪沿線(枚方市駅以南)まちづくり構想(再掲)	平成20年3月	
枚方市環境基本計画(再掲)	平成13年2月	平成13年度～平成22年度
枚方市里山保全構想(再掲)	平成16年11月	
枚方市里山保全基本計画(再掲)	平成18年5月	平成18年度～平成27年度
氷室地域まちづくり構想(再掲)	平成18年5月	

第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市人権教育・啓発基本計画	平成16年4月	
枚方市男女共同参画計画	平成13年3月	平成13年度～平成22年度
枚方市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度
枚方市食育推進計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度
新病院整備計画	平成19年11月	
市立枚方市民病院経営計画	平成19年3月	平成19年度～平成23年度
市立枚方市民病院改革プラン	平成21年3月	平成21年度～平成25年度
ひらかた高齢者保健福祉計画21	平成21年3月	平成21年度～平成23年度
ひらかた みんなで元気計画	平成17年3月	平成17年度～平成23年度
枚方市地域福祉計画	平成17年3月	平成17年度～平成21年度
枚方市障害者計画	平成16年3月	平成15年度～平成23年度
枚方市障害福祉計画	平成21年3月	平成21年度～平成23年度
ひとり親家庭等自立促進計画	平成18年3月	平成18年度～平成22年度
枚方市環境基本計画（再掲）	平成13年2月	平成13年度～平成22年度

第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市新子ども育成計画	平成 17 年 3 月	平成 17 年度～平成 21 年度
枚方市子ども読書活動推進計画	平成 18 年 6 月	平成 18 年度～平成 22 年度
枚方市学校規模等適正化基本方針	平成 20 年 6 月	平成 20 年度～平成 25 年度
枚方市生涯学習推進基本計画	平成 21 年 3 月	平成 21 年度～平成 25 年度
枚方市生涯学習ビジョン	平成 15 年 3 月	
枚方市スポーツ振興ビジョン	平成 19 年 3 月	
枚方市環境基本計画（再掲）	平成 13 年 2 月	平成 13 年度～平成 22 年度
枚方市環境教育・環境学習推進指針（再掲）	平成 18 年 9 月	
花と音楽のまちづくり推進指針（再掲）	平成 20 年 10 月	

第6章 みんなでつくる分権・市民参加のまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市地域情報化実施計画	平成 14 年 3 月	平成 13 年度～平成 23 年度
長期財政の見通し ～より安定した財政運営を進めるために～	平成 21 年 2 月	平成 20 年度～平成 29 年度
枚方市構造改革アクションプラン 〔改定版〕	平成 20 年 10 月	平成 20 年度～平成 24 年度
人材育成型の「人事計画」	平成 17 年 3 月	
枚方市特定事業主行動計画	平成 17 年 4 月	平成 17 年度～平成 26 年度
枚方市環境基本計画（再掲）	平成 13 年 2 月	平成 13 年度～平成 22 年度
枚方市男女共同参画計画（再掲）	平成 13 年 3 月	平成 13 年度～平成 22 年度

資料7 長期財政の見通し～より安定した財政運営を進めるために～

※平成 21 年 2 月策定

I. 収支見通しの作成にあたって

アメリカ発の金融危機は、平成 20 年 9 月以降、急速に世界的な経済不況へと拡大し、我が国においても企業の経営状況や雇用情勢が悪化し国内消費も低迷するなど、本市においても社会情勢、経済情勢の変化は、かつてないほど急激かつ厳しいものとなっています。こうしたなか、これからも市民サービスを安定して提供していくためには、健全な財政運営が一層重要となります。また、本市独自の課題である、新病院や総合文化施設の整備についても、財政面からその実現可能性を明らかにしていく必要があります。

本市では、平成 19 年 3 月に「長期財政の見通し」を策定しましたが、その後は、社会経済情勢の変化に応じて見通しのローリングを行っていくこととしています。

今回は、前述の世界的な経済不況の影響などにより、基幹収入である市税収入が大きく減少する見込みとなるなど、大きな情勢変化が見られたため、収支見通しの見直しを行うものです。

II. 収支見通しの基本的な考え方

1. 財政運営における基本姿勢

本市では、平成 19 年 3 月に策定した「長期財政の見通し」で示した次の 3 つを財政運営における基本姿勢としています。今後も引き続き、これらの基本姿勢を踏襲することとして収支見通しを作成しています。

●財政構造の弾力性の向上

経済変動や地域社会の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のある財政構造の確立を目指します。

●財政運営の堅実性の確保

堅実な財政運営により、収支均衡を図ることを基本とします。

●人口減少を見据えた次世代の負担軽減

人口の減少や働く世代の減少が予想されるなか、次世代を担う子どもたちに財政面での過度な負担を残すことのないよう、新たな事業の実施にあたっては、その必要性とともに財政面における将来負担についても十分精査していきます。

2. 今後の財政運営上の指標

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」では、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4 つの指標について早期健全化基準や再生基準を定め、いずれかの基準を超えた場合には、財政健全化計画または財政再生計画を定めなければならないとされています。

本市では、これらの指標が、いずれの基準も超えることのないよう計画的な財政運営を行っていくことはもちろんのこと、類似団体との比較においても適正な水準となるよう努めていきます。また、これまでから用いてきた経常収支比率、市税収入に対する人件費の割合、社会資本の後世代負担比率などの指標についても注意を払いながら財政の弾力性を保ち、後世代への負担にも配慮した財政運営を進めていきます。

3. 収支見通しの算定期間及び対象会計

収支の見通しは普通会計を対象とし、算定期間は、平成 20 年度を基準年度として平成 29 年度までの 10 年間としています。

III. 各費目の試算方法について

各費目の試算において前提となる地方財政制度や社会保障制度などについては、今後、大幅な制度改正が行われる可能性があります。現時点で収支見通しに反映させることは困難なため、現行制度を基本とし、すでに決定している制度変更などについては可能な限り反映させることとしました。

また、行政改革の取り組みについては、「枚方市構造改革アクションプラン【改定版】」を中心とした取り組みを着実に進めることとし、平成 22 年度から 24 年度の 3 年間で各年度 1 億円ずつ効果額を見込んでいます。

各年度の試算方法については、平成 20 年度は作成時点における決算見込み額を算出し、平成 21 年度は当初予算額をベースにその後の不用見込額等を加味して算出しています。

平成 22 年度以降の各費目の試算方法は、下記のとおりです。

1. 歳入について

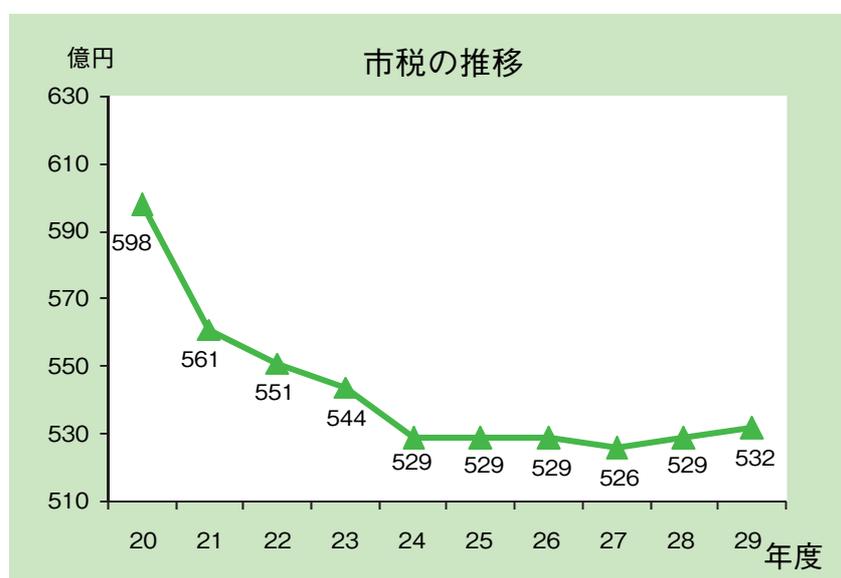
(1) 市 税

市税は、ベースとなる今後の経済成長率を平成 23 年度までは 0%、平成 24 年度以降は 1%として算出しています。

また、個人市民税における納税義務者数は、高齢化の進展や団塊の世代の退職などにより、平成 20 年度以降、期間を通じて減少するものとし、法人市民税における法人数については、平成 23 年度まで減少すると見込んでいます。

固定資産税については、平成 21 年度、24 年度、27 年度に評価替えの影響を反映させています。

こうしたことから、市税全体では、平成 24 年度まで減少し、その後は、おおむね横ばいで推移するものと見込んでいます。



(2) 市 債

総合文化施設 P F I 事業や新たな投資的事業に対する起債額を積み上げ、公社健全化に伴う公共用地先行取得債を加えて算出しています。

また、現行の地方財政制度においては、地方交付税の交付団体では市税の増減分の一定割合を地方交付税と臨時財政対策債を増減させることで収支の均衡を図ることとされています。昨年度までは、市税現年度分の増減額は基本的に地方交付税に影響させていましたが、平成 21 年度の地方財政対策で地方税の減少分の大部分が臨時財政対策債で措置されることとされたことを受け、今年度から、市税現年度分の 75%相当額の 1/2 を臨時財政対策債で見込んでいます。

(3) その他

その他の項目のうち、地方交付税については、臨時財政対策債と同様に市税現年度分の増減額の75%相当額の1/2を反映させました。

国庫支出金及び府支出金は、扶助費や投資的経費など、対象事務事業の歳出に連動し、一定割合で見込んでいます。

地方譲与税及び交付金については、21年度予算額をもとに一定額を見込み、売却可能資産の積極的な処分などによる収入等についても一定額を見込んでいます。

また、退職手当基金や減債基金、財政調整基金などの基金繰入金についても各年度で見込んでいます。

財政調整基金残高の推移

(百万円)

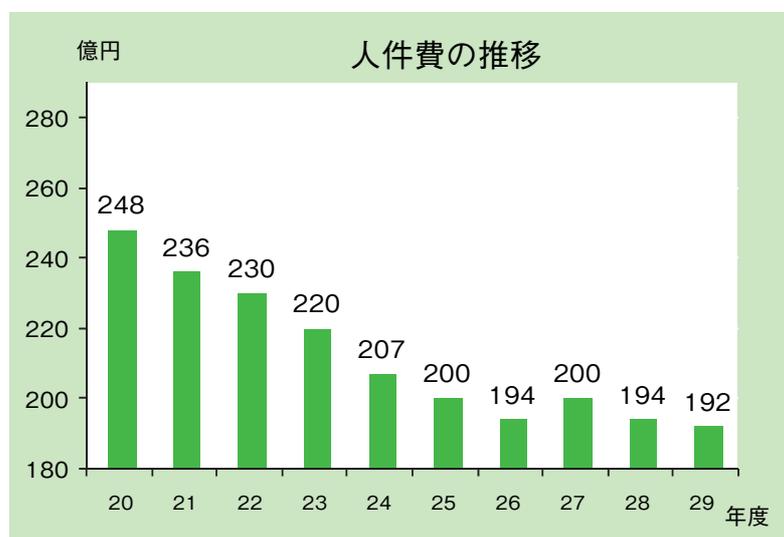
年 度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
残 高	1,705	1,720	1,869	2,044	2,375	2,493	2,922	2,505	2,175	1,675

2. 歳出について

(1) 人件費

平成20年10月に策定した「構造改革アクションプラン【改定版】」では、平成18年3月に策定した「構造改革アクションプラン」に掲げた平成16年4月1日から平成25年4月1日までに普通会計の職員数700人程度の削減目標について、引き続き取り組みを進めることとしています。そのため、退職者数と採用者数について、構造改革アクションプランに基づく職員数の減少を見込み、人件費を算出しています。また、給料の定期昇給率は、期間を通じて1%としています。

こうしたことから、人件費は平成20年度以降もおおむね減少を続けるものと見込んでいますが、27年度は退職者数の増加が見込まれるため、前年度に比べ3.1%増となっています。



(2) 扶助費

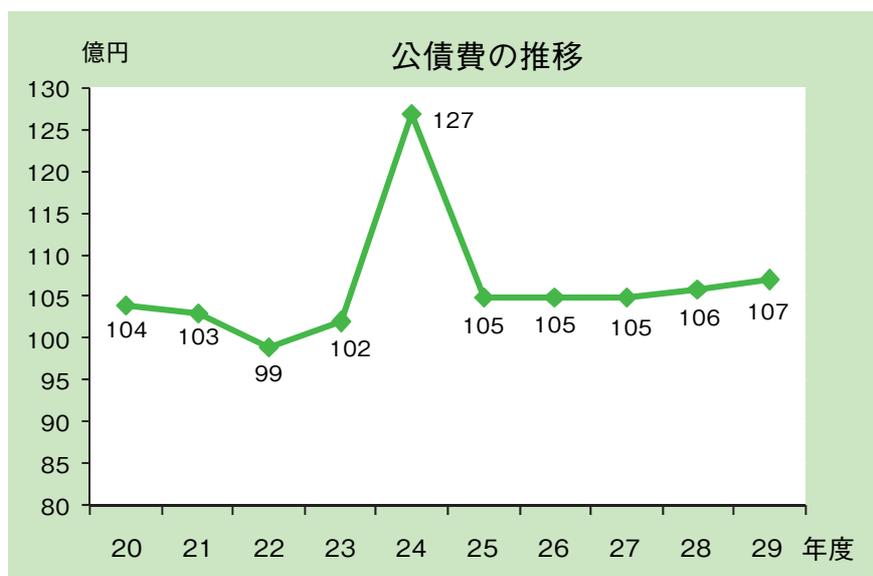
扶助費については、厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し」による平成 18～27 年度までの将来予測を参考に、29 年度まで毎年一定率で伸びていくものとして見込んでいます。

(3) 公債費

公債費については、既発債に係る元利償還金のほか、平成 20 年度以降の新発債について、金利 2%、3 年据置 15 年償還の条件で算出した元利償還金を見込んでいます。

なお、平成 24 年度に公債費が大きく増加していますが、これは総合文化施設 P F I 事業において、既発債の借り換えを行うことを想定しているためです。

地方債残高は、公社経営健全化による起債等の発行や前述のとおり臨時財政対策債の発行が多くなる見込みであることから、期間を通じて 1000 億円を超える見込みとなっています。また、平成 26 年度に地方債残高が大きく増加していますが、これは総合文化施設 P F I 事業の建設工事に係る起債発行を想定しているためです。その後は投資的経費 50 億円をベースとして償還額を上回らないよう新発債の抑制に努めることにより、減少傾向をたどっていくと見込んでいます。



地方債残高の推移

(百万円)

年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地方債残高	100,128	99,379	101,276	100,361	102,629	101,393	106,206	104,796	103,298	101,566
臨時財政対策債	26,463	30,103	33,954	37,855	41,939	45,796	49,284	52,589	55,486	57,984
その他	73,665	69,276	67,322	62,506	60,690	55,597	56,922	52,207	47,812	43,582

(4) 投資的事業

投資的事業については、総合文化施設PFI事業のほか、各年度、新病院整備事業に関する繰出金と牧野駅東地区再開発特別会計への繰出金とを合わせて概ね 50 億円程度を基本に事業費及び事業費に対する財源を算出しています。

なお、今後の見込みの中で、平成 22 年度と 26 年度に 50 億円を超える事業費となっていますが、これは公社経営健全化のための用地取得や総合文化施設PFI事業の実施を想定しているためです。

総合文化施設PFI事業の事業費及びその財源は、次の通りです。

●総合文化施設PFI事業

新町 2 丁目地区（ラポールひらかた横）に、総合文化施設を整備する事業で、整備手法については、民間の資金と技術力を活用する「PFI方式」の採用を検討しています。

事業費及び実施時期の詳細については、今後の経済情勢や財政状況を踏まえて、引き続き検討していくこととしていますが、今回の収支見通しでは事業費総額を 158 億円、平成 24 年度に用地の買い戻し、平成 25 年度に工事着手することを前提に試算を行っています。

<今後 10 年間の事業費>

(単位：百万円)

年 度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
各年度の事業内容					用地買 戻経費	公債費 (工事 着手)	建設工 事費及 び公債 費	公債費、PFI 割賦料及び維 持管理経費等		
事 業 費	—	—	—	—	7,500	—	5,680	—	—	—
公 債 費 等	—	—	—	—	—	366	366	1,043	1,043	1,043
財 源	起 債	—	—	—	5,500	—	5,680	—	—	—
	基金繰入	—	—	—	2,000	—	—	—	—	—
	一般財源	—	—	—	—	—	366	366	1,043	1,043

(5) 補助費等

補助費には、病院事業や水道事業に対する繰出金、消防組合に対する負担金、各種団体に対する補助金などが含まれます。

収支見通しでは、以下の通り新病院の整備に関する繰出金を見込んでいます。

●新病院整備事業

老朽化した市民病院の建替えを行う事業で、現在の市民病院の東側に新たな用地を確保して新たに建設する計画です。今回の収支見通しでは、用地購入費を含めた整備費用を 181 億円、事業着手を平成 21 年度からとして試算を行っています。

＜今後 10 年間の経費負担額＞

(単位：百万円)

年 度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
各年度の 事業内容		基本設 計等の 1/2	用地購入に係る公債費の全額と病院建設に係る公債費等の 1/2							
普通会計の 負担額	—	52	35	121	145	321	182	593	600	632
財源 一般財源	—	52	35	121	145	321	182	593	600	632

(6) 繰出金

各特別会計への繰出金は、過去の実績等を踏まえ、個別に算出しています。

下水道特別会計への繰出金については、経営健全化により人件費をはじめとする経費削減を着実に進めていくことにより、基準外繰出しの見直しを行うこととしています。

介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金については、厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し」による平成 18～27 年度までの将来予測を参考に、毎年度一定の伸びを見込んでいます。また、老人保健特別会計へは平成 22 年度まで、自動車駐車場特別会計へは平成 25 年度まで、牧野駅東地区再開発特別会計へは平成 23 年度まで、それぞれ繰出金を見込んでいます。

(7) その他

その他の項目のうち、物件費については、今後の物価上昇分として毎年 0.5%の増加を見込んでいます。

維持補修費については、施設の老朽化が進んでいることから、毎年 2%の増加を見込み、積立金などについては過去の決算額を元に算出しています。

IV. 長期財政収支の見通し

項目 \ 年度	平成 18年度 (決算)	平成 19年度 (決算)	平成 20年度 (決算見込)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
歳入総額	1,130	1,120	1,089	1,033	1,039	1,007
市税収入	560	608	598	561	551	544
市債	105	95	84	74	102	77
その他	465	417	407	398	386	386
歳出総額	1,116	1,109	1,078	1,026	1,034	1,002
義務的経費	588	609	598	589	584	581
人件費	253	263	248	236	230	220
扶助費	223	234	246	250	255	259
公債費	112	112	104	103	99	102
投資的経費	160	128	105	63	72	44
補助費等	103	106	103	103	104	105
繰出金	143	142	145	144	146	144
その他	122	124	127	127	128	128

行革(追加)効果額	—	—	—	—	1	2
実質収支	10	9	7	7	6	7
単年度収支	6	▲ 1	▲ 2	0	▲ 1	1

※平成18年度の実質収支は、歳入歳出差引額14億円－繰越財源4億円で10億円となり、平成19年度は、歳入歳出差引額11億円－繰越財源2億円で9億円となりました。

※平成20年度の実質収支(見込)は、歳入歳出差引額11億円－繰越財源4億円で7億円となる見込みです。

(単位：億円)

項目 \ 年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
歳入総額	1,075	1,008	1,063	1,014	1,003	1,007
市税収入	529	529	529	526	529	532
市債	134	78	134	76	76	75
その他	412	401	400	412	398	400
歳出総額	1,068	1,000	1,054	1,016	1,011	1,020
義務的経費	598	574	572	584	583	588
人件費	207	200	194	200	194	192
扶助費	264	269	273	279	283	289
公債費	127	105	105	105	106	107
投資的経費	49	47	105	46	46	45
補助費等	153	106	103	110	109	110
繰出金	138	139	140	139	140	140
その他	130	134	134	137	133	137

行革（追加）効果額	3	3	3	3	3	3
実質収支	10	11	12	1	▲ 5	▲ 10
単年度収支	3	1	1	▲ 11	▲ 6	▲ 5

※「行革（追加）効果額」欄の金額は、枚方市構造改革アクションプラン【改定版】に掲げた取り組みのうち人件費分を除く効果額です。

資料8 きらりひらかた市民会議

1. 設置目的 きらりひらかた市民会議は、第4次枚方市総合計画基本計画の改定に際し、将来必要な施策提案（まちづくりプラン）を行う市民団体を募集し、相互の意見交換会などを実施して作成したまちづくりプランを総合計画審議会へ報告することを目的に設置しました。

2. 会議経過

年 月 日	内 容
平成 18 年 10 月 2 日	市民団体募集の開始
平成 18 年 11 月 29 日	講演会 ・テーマ「市民との協働によるまちづくり」
平成 19 年 3 月 19 日	第 1 回きらりひらかた市民会議 ・まちづくりプランの作成に向けての意見交換
平成 20 年 1 月 31 日	第 2 回きらりひらかた市民会議 ・まちづくりプランの紹介及び意見交換
平成 20 年 6 月 15 日	第 2 回総合計画審議会 ・まちづくりプランの発表会
平成 20 年 6 月 15 日 ～7 月 22 日	まちづくりプランに対する市民からの意見募集
平成 20 年 9 月 8 日	第 3 回きらりひらかた市民会議 ・まちづくりプラン」についての意見交換

3. 市民団体とまちづくりプラン

団体名	施策テーマ／施策概要
NPO法人 ひらかた環境ネットワーク会議 【自然環境・まちづくりチーム】	「魅力あふれる生き生きとしたまち」
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市域に残された貴重な森林・樹林・樹木を保存するとともに、緑を増やすために植樹活動を行う。 ● 自然景観、市街地景観の保護・維持・発展・創造をすすめるため、「景観づくり市民会議」を立ち上げ、地域コミュニティーと連携を図りながら、市民参加による景観の保護・維持・発展・創造をめざしていく。 ● 地域の自然・歴史的文化的遺産の保全と活用の手立てを構築し、もって地域の自然と歴史を生かした潤いと魅力ある活気に満ちたまちづくりを進める。

団体名	施策テーマ／施策概要
<p>尊延寺の自然を守る会</p>	<p>「里山を活かしたまちづくり」 (命を大切にす文化を育てるまちへ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業の育成として、市内大学等との協働による竹の新たな活用の研究や、ロハスの体験型宿泊施設、畜産団地を活用した地産地消に取り組む。 ● 市民参加で森林療法にも効果的な里山の再生のフィールド(活動)を展開する。また、野生動物を一時的に保護するための施設を設ける。
<p>NPO法人 ひらかた環境ネットワーク会議 【公共交通チーム】</p>	<p>「ひとにやさしく安全な交通体系をつくる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学前児童から高齢者までの対象に応じた交通安全教育(バスを題材とした環境教育、自転車安全教育(チャリンコチャンピオン)など)を実施する。 ● 駅前、商業、住宅地における公共交通利用の促進及び、カーシェアリング*やサイクル&バスライドシステムの構築を図る。 ● バスタウンマップなどバスの利用しやすい条件整備を行うとともに、モビリティ・マネジメント、交通需要マネジメントなどを実施する。 ● 河川敷などを利用した幹線自転車道や自歩道の拡張、レンタサイクルシステムの整備を行う。また、放置自転車削減や資源の有効利用を図るため自転車のリサイクル施策を実施する。 ● マイカー優先社会からの脱皮宣言、バス専用レーンの設定、交通規制の見直し、樟葉駅北ロータリーへの一般車の誘導と樟葉駅南ロータリーへの一般車の流入抑制、公共交通利用促進策(公共交通利用者に割引券を渡すエコショッピングなど)を実施する。 ● 樟葉地域において、市民の森をはじめとした歴史文化財資源の利活用、民間企業、市民、行政のネットワークによる公共交通の利用促進、樟葉駅まち空間の利活用、樟葉駅周辺のバリアフリーの推進を実施する。
<p>枚方 LRT 推進会</p>	<p>「枚方にも市民の足としてLRTを」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東西交通路線に中量鉄軌道としてのLRTを導入することによって、慢性的な渋滞緩和をはかることが可能となる。 ● 枚方市では、枚方市駅への自動車・バス交通等が一極集中型となっており、現交通システムの変革が求められている。自動車を気にすることなく自由に歩き回ることの出来る公共空間の創出を要する。LRTを活用したトランジットモールは、こうした空間創出を可能とする。 ● デザイン性に優れたバリアフリーのLRT交通システムは、都市のイメージアップに貢献し都市の魅力を形成する。LRTは、都市のシンボルとして機能する。

団体名	施策テーマ／施策概要
枚方宿地区まちづくり協議会	<p>「地域の歴史を生かし人が集まる魅力的なまちづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民、行政、商工会など地域を構成する様々な主体や学識経験者、NPO 団体の参加により組織されたまちづくり会社を設立し、街なみ整備やイベント、情報発信などを行う。 ● シンボリックな施設（歴史資料館や市民の集会機能、訪れる人のための休息所機能を持ち、集客性をもった魅力的な店舗を誘致。）を整備する。 ● 町家や空き地、空き店舗の対策として、これらを有効に活用する事業を実施する。 ● 地域の自然、歴史、文化資源を効果的に活用したイベントを実施し、枚方宿の歴史・文化を内外に情報発信し、街の魅力や賑わいを創出する。
NPO法人 ひらかた地域通貨ひらりの会	<p>「地域通貨ひらりによるまちづくりプラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● “ちょっとしたお手伝い”を通じて希薄になった人と人とのつながりを醸成し、「元気な地域づくり」を目指す。 ● 保有する資源・地域通貨ひらりは、それ自体を目的とするのではなく手段として活用することによって、「まちづくり」の多様な場面で効果的に貢献できる。 ● “ちょっとしたお手伝い”やボランティア活動のお礼に使われた「ひらり」を協賛小売店の販売促進ツールとして活用することによって商店街の活性化効果をあげる。
NPO法人 りりあん	<p>「【子どもの人権擁護・救済システム】のある街に！」～子どもの人権オンブズパーソン～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オンブズパーソン室に相談担当者を設置し、川西市のように気軽に相談ができる機能を持たせる。また、市で行っている市民相談を集約する機能を持たせる。 ● 相談内容を福祉保健に限定せず幅広く受け入れていくオンブズパーソン制度に機能を拡大する。 ● 子どもの声を「聴く」、「対話する場をつくる」ための活動をする
NPO法人 ひらかた市民活動支援センター	<p>「NPO クラスタで、みんながわくわくするまち創りを！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大学や高校で自由にボランティア・NPO活動ができる「ひらかた学生コンソーシアム」を設立できるように支援を行う。 ● NPO のインキュベーション施設の創設と拡充、NPO 運営のための専門的コンサルタント集団づくり、NPO や市民活動をしている方々の企画が評価されるようなアワードの設立、NPO 基金の設立と有効な活用の仕組みの確立と実践を行う。 ● ボランティア・NPO・コミュニティなどとの連携やネットワークの整備を図ることや、連絡システムを共有化することで、ネットワークを通じて市民活動をやりたい人を結びつけたり、活動をさらに深めたり、広げることが可能になる。 ● まちづくりを行う上で、コミュニティ・NPO・教育機関・企業・行政がブドウの房のように一同に会し、お互いがパートナーとして、得意な部分を活かし、苦手な部分を補完しあえるようにする。

団体名	施策テーマ／施策概要
NPO法人 ふれあいネットひ らかた	「子育てしやすいまち“ひらかた”を目指して」 ～食育をテーマにした子育て支援～ <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の公共施設を使って料理室を備えた食育の拠点を設け、いつでも誰でも勉強ができる環境を整備する。さらには男女を問わず、お年寄りまでを対象に、年代や目的に合わせた料理教室、食育講座、栄養や健康相談などを行う。 ● 市がすすめる地域子育て支援拠点事業により、「食育推進」を目的とした拠点を新たに整備し、専門的な知識を持ったスタッフにより料理教室、親子クッキング、食育講座、栄養相談などを行い、食育を身近なこととして、子育て中の親に伝える。
NPO法人 ひらかた環境ネッ トワーク会議 【環境教育サポー トチーム】	「コミュニティの環境保全活動の点検見直しツールの作成と活用実践」 <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティにおける環境保全活動のマネジメントを促進する具体的手法として、PDCAサイクルを実現するツールの開発および普及を図る。

資料9 用語説明(五十音順)

※ページ数については、最初に用語を記載しているところを示しています。

用 語	説 明
I S O14001 →P14	国際標準化機構（International Organization for standardization）で制定した環境管理に関する一連の国際規格である I S O14000 シリーズのひとつで、環境マネジメントシステムに関する規格である。組織が環境に関する方針及び環境目的・目標を策定し、これに基づいた環境マネジメントプログラムを策定することによって継続的改善を行うことができるように要求事項を定めている。組織の環境マネジメントシステムが I S O14001 の要求事項に適合しているかについて審査登録機関の審査を受けて、合格すれば認証が与えられ認定機関に登録される。
I C T（情報通信技術） →P81	情報や通信に関する技術の総称（Information and Communication Technology）である。日本では I T（Information Technology（情報技術））が普及していたが、国際的には I C Tが一般的で、総務省の「I T政策大綱」が平成 16 年から「I C T政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。
アダプトプログラム →P48	アダプト（adopt）とは「養子にする」という意味である。昭和 60 年に米国テキサス州の道路清掃・美化活動で導入されたのが始まりで、道路の一定区間や公共施設等の一部を「養子」とみなし、これを市民・企業・団体などが「里親」となって維持管理に関する「養子縁組」を結び、責任を持って実施していくというプログラムである。
アメニティ →P59	快適で魅力ある生活環境という意味である。自然環境から歴史環境に至る環境全体を総合的にとらえ、全体としての快適性を追求しようというところに特徴がある。
エコアクション 21 →P42	環境省が主体となって普及を進めている環境マネジメントシステム。要求事項や費用などにおいて、環境マネジメントシステムの世界標準とされる I S O14001 ほどハードルが高くなく、中小企業などにも取り組みやすくなっている。平成 16 年 10 月より、認証・登録制度もスタートした。
エコライフ →P42	日常生活の中で、何気ない行動が環境に影響を及ぼしていることを理解し、一人ひとりが地球環境のことを考え、環境にやさしい生活を心がけることを示している。
N P O（NonProfit Organization） →P5	福祉、環境、国際支援、まちづくりなどの分野で、「自発的に」「利益のためでなく」「社会に貢献する」活動をしている団体の略である。平成 10 年に日本にも N P O法（特定非営利活動促進法）が施行され、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う団体に、法人格を取得する道が開かれた。
L R T（Light Rail Transit） →P54	ハイテク路面電車、スーパー市電、高速路面電車などの次世代路面電車の総称である。従来の路面電車の進化型。軽量車体ながら路面のみならず地下、高架も走行でき、郊外では専用化された軌道を高速走行する近代的な車両を使用する。

用語	説明
オゾン層 →P25	<p>成層圏にあるオゾン量の多い領域のことをオゾン層という。オゾン層は、紫外線の大部分を吸収しているが、オゾン層が、フロンなどにより破壊されていることが明らかになっている。このオゾン層の破壊が進むことで、地上に達する有害な紫外線が増加し、皮膚がんの増加や生態系への影響が問題となっている。</p>
カーシェアリング →P119	<p>1台の自動車を複数の利用者が共同で利用する自動車の新しい利用形態のことである。利用者は自ら自動車を所有せず、管理団体の会員となり、必要なときにその団体の自動車を借りるという、会員制レンタカーのようなシステムである。</p>
救命救急センター →P5	<p>第2次救急病院で対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を総合的に提供できる医療機関をいう。</p>
協働 →P18	<p>市民・事業者と行政が、地域の公共的課題を解決するという共通の目的を実現するため、互いの特性や主体性を認識・尊重し合い、役割と責任を分担しながら連携・協力を図ることをいう。 本計画では、行政が実施すべき領域において、市民・事業者等とともに取り組む場合は、「連携、協力」と表記し、区別して用いている。</p>
グリーンコンシューマー →P104	<p>環境に負荷の少ない商品やサービスを購入するなど、環境に配慮した消費者のことである。</p>
健全化判断比率 →P13	<p>地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められたもの。 平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められた4つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のことをいい、地方公共団体は毎年、当該指標を監査委員の審査に付した上、議会に報告するとともに住民に対して公表することが義務付けられている。</p>
建築協定 →P48	<p>一定区域の住民の方々が、建築基準法で定められた制限を高めるルール作りを行い、お互いに守りあっていくことを約束する制度である。建築協定を結ぶには、区域内の土地所有者等の全員の合意が必要である。</p>
コーホート要因法 →P7	<p>ある男女・年齢別人口を基準人口として、これに将来の出生率、生残率、純移動率、出生性比の4つの要因について仮定値をあてはめて将来人口を計算する方法である。 国立社会保障人口問題研究所において、日本の将来人口を推計する際にも使用されている。</p>
コミュニティバス →P54	<p>通常の路線バスではカバーしにくい比較的小さな地域の公共交通需要に対応するために運行するバスの総称である。自治体の支援を受けて導入されることが多い。</p>
コミュニティビジネス →P16	<p>地域課題の解消に向けて、行政や企業などでは対応しにくい事業を地域住民が主体となって起業し、ビジネスの手法を活用しつつ、有償で行う事業活動で、地域の需要対応型の小規模ビジネスのことである。</p>

用 語	説 明
<p>コンプライアンス</p> <p>→P81</p>	<p>通常、法令遵守と訳されるが、法規範を守るだけでなく、社会良識や社会のルールを遵守することも含む用語として用いている。さらには法精神の体現まで求められるようになっている。</p>
<p>サイクル&バスライド</p> <p>→P54</p>	<p>自動車利用からバス利用へ誘導させるため、市街地の外縁部のバス停付近に自転車駐車を整備するなどにより、バス利用者の利便性を向上させるシステムである。</p>
<p>財政再建準用団体</p> <p>→P10</p>	<p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行される以前は、地方公共団体の財政再建は「地方財政再建促進特別措置法」を準用して行われていた。この法律では赤字比率（＝実質収支赤字÷標準財政規模）が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、財政再建準用団体とされ、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できないとされていた。</p>
<p>酸性雨</p> <p>→P25</p>	<p>酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などから生成した硫酸や硝酸が溶解した酸性の強い雨、霧、雪、ガス及び粒子状（エアロゾル）の形態で沈着するものをいう。</p>
<p>実質赤字比率</p> <p>→P13</p>	<p>赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。一般会計等（本市では、一般会計及び土地取得特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、この比率が高くなるほど、より多くの歳出削減策が必要となり、解消の期間も長期間にわたる可能性が高くなる。</p>
<p>実質公債費比率</p> <p>→P13</p>	<p>元利償還金等の額を指標化し、資金繰りの危険度を示すもの。一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率で表される。この比率が高くなるほど、赤字団体に転落する可能性が高くなる。</p>
<p>実質収支</p> <p>→P10</p>	<p>地方自治体において、各年度の歳入総額と歳出総額の差額である形式収支から、継続費や繰越明許費に必要な翌年度に繰り越すべき一般財源を差し引いたもの。この実質収支が黒字の場合、黒字団体といい、赤字になると赤字団体という。</p>
<p>市民福祉の最大化</p> <p>→P84</p>	<p>地方自治法第1条第2項で定められた「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」という地方自治体の役割を踏まえ、その考え方を要約して用いている。</p>
<p>将来負担比率</p> <p>→P13</p>	<p>地方債の償還や将来支払う可能性のある費用について、現時点での残高の程度を指標化したもの。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で表される。この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫される問題が生じる可能性が高くなる。</p>

用語	説明
<p>食育 →P68</p>	<p>「食」は、生きる上での基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する判断力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てることをいう。</p>
<p>スマートライフ →P41</p>	<p>4R(リフューズ(無駄にごみとなるものは断る)・リデュース(ごみが出ないようにする)・リユース(できるだけ繰り返し使う)・リサイクル(資源として再生利用する))の取り組みを通して、資源を無駄にしないなど、ごみを減らし、環境にやさしい生活を心がけることを示す。</p>
<p>第2次救急病院 →P5</p>	<p>救急隊による搬送や初期救急医療機関から搬送される入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する医療機関をいう。</p>
<p>地球温暖化 →P25</p>	<p>化石燃料の大量使用などに伴って排出量が増えた二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、気温が上昇することである。</p>
<p>地区計画 →P48</p>	<p>良好な市街地環境の形成や保全を図るため、地区単位で道路・公園等の配置や建築物の形態等を都市計画で定め、良好な市街地環境の形成や保全を図ろうとする手法をいう。</p>
<p>低炭素社会 →P25</p>	<p>地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出する経済活動や生活様式を見直し、私たちが出す温室効果ガスの量を地球が自然に吸収できる範囲内に収めるとともに、生活の豊かさを実感できる社会のことをいう。</p>
<p>TDM(交通需要マネジメント) →P54</p>	<p>Transportation Demand Management の略である。道路交通混雑の解消・緩和を図ることを目的に、自動車を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の平準化など交通需要の調整を図る施策をいう。</p>
<p>DV(ドメスティック・バイオレンス) →P16</p>	<p>配偶者(事実婚を含む)・恋人など親密な関係にある(あった)者からの身体的・精神的、性的、社会的又は経済的暴力をいう。被害者は多くの場合、女性である。</p>
<p>特別支援教育 →P17</p>	<p>障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点で、適切な指導及び必要な支援を行う教育をいう。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。</p>
<p>特例市 →P3</p>	<p>地方分権を推進するため、人口20万人以上の市からの申出に基づき、福祉、衛生、まちづくり等で、都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き、16法律20項目の事務権限を委譲する制度。全国で平成20年4月1日現在、43市の特例市がある。</p>

用 語	説 明
農業振興地域 →P56	農業の振興を図る区域を明らかにして、これを保全するとともに、農業投資を集中することにより、優良農地の確保と農業の振興を図ろうとするもの。
ノーマライゼーション →P71	障害者が、一般社会の中で普通に生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方である。
パブリックコメント →P82	市の基本的な施策の決定（特に、重要な施策については、その構想の取りまとめ、または検討の着手）にあたり、それらの趣旨、目的、内容等を広く公表し、それらに対する市民等からの意見及び情報の提供を受け、その概要並びに採否及びその理由等を公表する一連の手続をいう。
バリアフリー →P15	障害のある人もない人も、高齢者も若者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、障害者・高齢者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁、障害、不便）を除去して、社会参加の可能性を高めようという考え方をいう。一般的に「バリアフリー化」とは、主として建築物等の段差解消など物理的環境整備を指すことが多い。
ヒートアイランド →P40	大都市圏における都市化の進展に伴う、建築物、舗装等による地表面被覆の人工化や都市活動に伴う人工排熱増加等により、都市中心部の気温が郊外より高くなる現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。
B P R（ビジネスプロセス・リエンジニアリング） →P84	ビジネスプロセス・リエンジニアリング（business process reengineering）の略である。既存の組織や業務の流れを抜本的に見直し、業務分担、業務フロー、情報システムを再設計（リエンジニアリング）するという考え、または業務改革の手法をいう。
枚方市学校版環境マネジメントシステム →P14	市内の全公立小中学校と幼稚園を対象に、教職員や子どもたちが効果的に環境保全活動に取り組むため、平成18年度から実施している市独自の環境マネジメントシステムのこと。計画、活動の実施、活動状況の点検及び活動全体の見直しの「P D C Aサイクル」を基本としている。
福祉オンブズパーソン制度 →P66	市の提供する福祉保健サービスを利用している方が、そのサービスに不満や苦情があるとき、第3者機関である福祉保健サービス苦情調整委員が、公正中立な立場で、市に対して、意見表明やサービス内容の是正勧告、あるいは制度改善の提言を行う制度のこと。
ベンチャー企業 →P16	新技術や高度な知識を軸に創造的、革新的な経営を行う企業をいう。
メタボリックシンドローム →P68	内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質代謝異常、血圧高値の3項の内、2項以上が該当している状態をいう。

用語	説明
MM（モビリティ・マネジメント） →P54	モビリティ・マネジメント（Mobility Management）の略である。一人ひとりのモビリティ（移動）や個々の組織・地域のモビリティが、望ましい方向に自発的に変化することを期待するものであり、コミュニケーションの中で、公共交通への行動転換意識を高めていくものである。
遊休農地 →P50	現在、耕作されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。
ユニバーサル・デザイン →P47	障害のある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人々が暮らしやすいように、商品、建物、環境をデザインすること。ユニバーサル・デザインはバリアフリーをさらに進めて、施設建設や商品開発にあたり、はじめからできる限りすべての人が利用できるようにしていこうとする考え方。
レガシーシステム →P84	主に大型汎用電子計算機システムのことを指す。これまで、大量かつ定型的な業務を一括処理してきたが、維持費用が高額で、長年の改修によりプログラムが複雑になり年々維持管理・運用が困難になったことから、古い前時代的なシステムという意味で「レガシーシステム」と呼ばれている。
連結実質赤字比率 →P13	公営企業を含む地方公共団体全体における赤字を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。一般会計等を対象とする実質赤字比率とは異なり、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率で表される。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） →P64	老若男女誰もが、人生の段階に応じて、仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。